様式第4号（第7条関係）

　　　　年　　月　　日

生活管理指導員派遣申請却下通知書

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　年　　月　　日付で申請のあった生活管理指導員の派遣については、次のとおり派遣できないので通知します。

理由

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。